

令和5年度
田原市部活動ガイドライン

田原市教育委員会

1 基本的な考え方

(1) 部活動とは

部活動は、学習指導要領総則（中学校）において、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」であり、「学校教育の一環」であると位置づけられている。

【中学校学習指導要領第1章第5の1】

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等の運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、小学校では部活動についての明確な規定はないが、学習指導要領解説において、次のように示されている。

【小学校学習指導要領解説 体育編】

クラブ活動、運動部の活動は、スポーツ等に共通の興味や関心を持つ同好の児童によって行われる活動であり、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりするなどの成果が期待される。（途中省略）運動部の活動は、主として放課後と活用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

(2) 部活動の意義

部活動は、スポーツ、文化、科学等に共通の興味や関心を持つ同好の児童生徒によって行われる活動であり、校長が認めた顧問および指導者のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動であり、次のような教育的意義が考えられる。

【部活動の教育的意義】

- 個性・能力の伸長
- 心身の健全育成
- 学習意欲の向上
- 生涯学習・スポーツの基礎づくり
- 好ましい人間関係の形成
- 適性・興味・関心の追求
- 責任感・連帯感の涵養
- 所属意識や愛校心の涵養

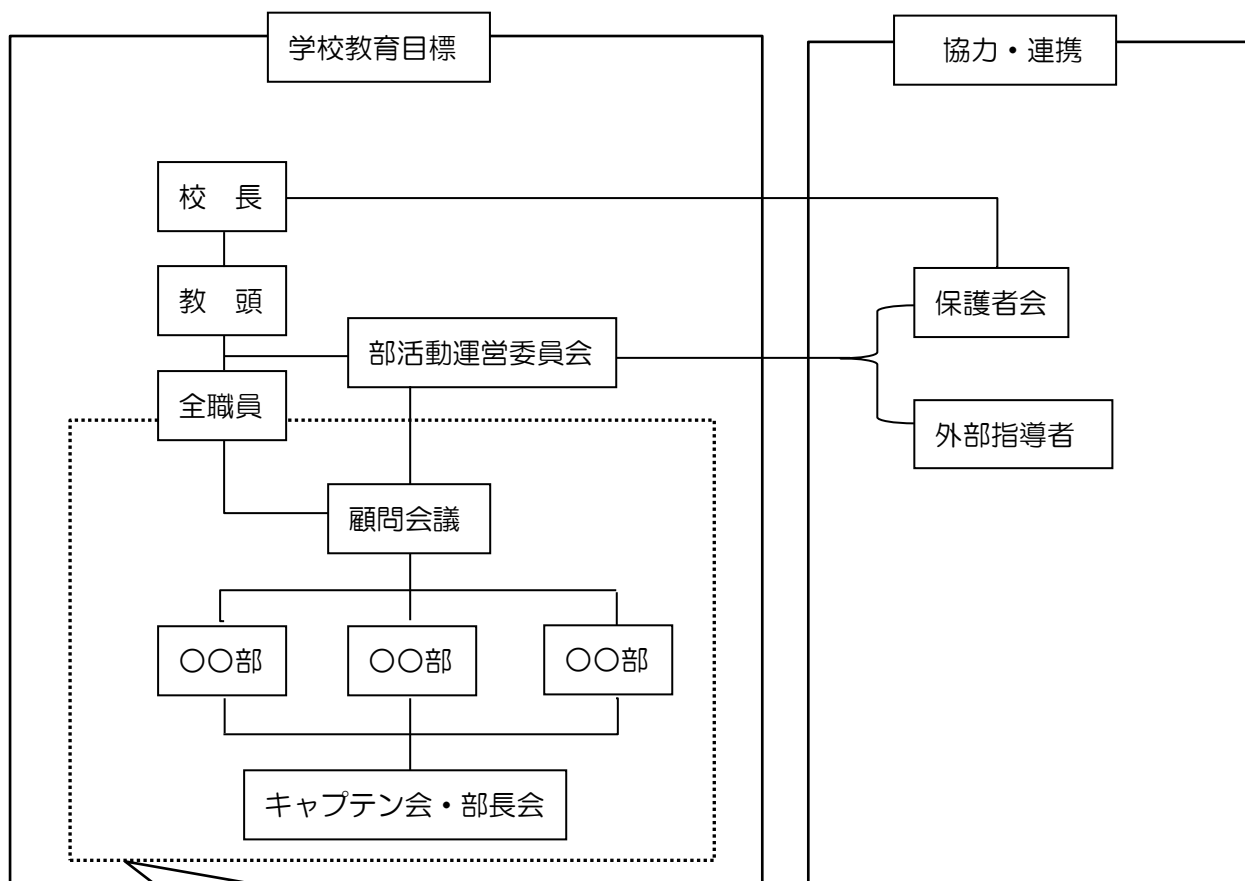
「中学校保健体育指導の手びき」平成23年3月 愛知県教育委員会

2 部活動の運営

(1) 学校全体で組織的に取り組む

部活動を学校教育全体の中で位置づけ、学校内の顧問間（部活動指導員を含む）の連携及び外部指導者の協力を図りながら組織的に運営していくことが重要である。

【部活動の組織的に取り組む学校体制の例】



【情報の共有・共通理解など】

- ・活動方針、活動日数や時間など部活動の運営について
- ・指導方法に関する情報
- ・部活動における児童生徒の様子
- ・けがの防止や危機管理に関する情報 等

(2) 参加希望制の推進

社会の変化や家庭の価値観の多様化などにより、部活動に限らず様々な活動に取り組む児童生徒が増えている。そのため、部活動への参加希望制を推進し、それぞれが選択した幅広い活動に打ち込めるようにしたい。

(3) 部活動指導の方向性

ア 指示から支援へ

部活動は児童生徒の自主的、自発的な参加によるものであり、児童生徒が自ら進んで部活動に参画できるような雰囲気づくり・環境づくりをすることが肝要である。そのために、指導者は児童生徒とのコミュニケーションを密にし、発達段階を踏まえつつ、児童生徒と練習内容を共に考えたり、練習の目的や内容をしっかり理解させたりすることが必要である。また、学校・児童生徒・保護者の間での相互理解の下、科学的かつ合理的な内容・方法により行われることが大切である。

イ 量から質へ

成長期にある児童生徒のスポーツ障害や事故を防ぎ、身体や心の疲労を回復するためには、活動量を適切に設定することが必要である。児童生徒の集中力の持続の仕方にも配慮し、科学的データ等に基づいた効率的・効果的な活動をする必要がある。また、試合期、充実期、休息期に分けて年間計画を立てること、参加する大会やコンクールを精選したりすることなどを考慮しながら活動計画を作成し、指導していくことが大切となる。

ウ 一律の形態から多様な形態へ

通常の競技種目単位の部活動に限らず、児童生徒のニーズを踏まえ、レクリエーション的な活動や体力づくりを目的とした活動を取り入れたり、季節に合わせた異なる種目を取り入れたりするなど、多様な形態が考えられる。児童生徒数の減少で部員数が足りない場合は、運営体制や活動方法を工夫し、可能な限り児童生徒の希望をかなえられるよう配慮する。

エ レギュラーでない選手も達成感や充実感を味わえる活動へ

勝つことだけにとらわれず、できるだけ多くの選手が試合や大会に出場できるように留意する。児童生徒が自ら目標を見つけ、その実現に向けて練習を工夫したり、体力・技術等の向上のために努力したりすること、またチームの課題解決のためにチームメイトと協力し、学年を越えた連帯感を高めることなどによって得られる達成感や充実感も大切にしよう心掛ける。

(4) 適切な活動量（休養日や活動時間の設定等）

児童生徒のバランスのとれた学校生活や成長の保障及びスポーツ障害の予防の観点などから、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、愛知県教育委員会「部活動指導ガイドライン」等を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて部活動における休養日及び適切な活動時間を設定し、児童生徒や指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図る必要がある。

ア 小学校

《休養日》

- 週当たり平日2日以上休養日を設ける。土曜日、日曜日（以下週末という）及び祝日には実施しない（大会等への参加を除く）。週末及び祝日に大会等へ参加をした場合は、代替休養日を確保する。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

《活動日》

- 学期中、活動できるのは、授業日の授業後とする。
- 活動時間は、平日は1時間以内、学校の休業日は2時間以内とし（大会等への参加は除く）、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 中学校

《休養日》

- 学期中は、週当たり3日以上休養日を設ける（平日は少なくとも2日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする）。また、月に2回（5週の月は3回）以上週末を連休とする。
- 祝日については、休養日とすることが望ましい。ただし、祝日前後の練習日や試合日程を考慮したうえで、活動することもできる。
- 長期休業中については、週末は実施しない。また、ある程度のまとまった休養期間を設け、生徒の過重負担にならないように配慮する。
- 日曜日や長期休業中の土・日曜日に大会等へ参加する場合は、校長の承認を得て参加できるが、代替休養日を設定する。
- テスト週間以外に2週間ほどのオフ期間を年1回以上設定する。

《活動日》

- 活動できるのは、授業日の授業後と土曜日とし、日曜日は原則として実施しない。祝日については、学校ごとに取り決め、行う場合は校長の承認を得る。ただし、活動を自粛することが望ましい。
- 活動時間については、長くても平日は1時間30分程度、学校休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし（大会等への参加を除く）、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 部活動終了時刻は最長で17時30分とする。

		平 日	土・日	長期休業中	
				平 日	土日祝日
小学校	活動日	週3日以内	活動しない	週3日以内	活動しない
	活動時間	1時間以内	活動しない	2時間以内	活動しない
中学校	活動日	週3日以内	月2日まで	週5日以内	活動しない
	活動時間	1時間30分程度	3時間程度	3時間程度	活動しない

※6月・9月は月3日まで土曜日に活動することができる。

ウ 各種大会・コンクール等への参加について

- 児童生徒の発達段階や交通費等の保護者の負担等さまざま観点からみて、大会やコンクール等に参加する回数についても配慮し、可能な限り精選する。また、年度当初に、参加予定の大会等について校長の承認を得た上で、年間計画に明確に位置づける。

3 部活動の指導の在り方

部活動をきっかけにして、スポーツや文化的活動などを経験することで、児童生徒一人一人が自分の個性や特徴に気付くとともに、楽しさや良さに気づき「今後も続けたい」「他のことにもチャレンジしたい」と子供が感じられるような部活動でありたい。

(1) 部活動の顧問の役割

顧問は、部活動に関する学校の目標や運営方針を踏まえ、他の教職員とも連携・協力し、活動計画に基づいた運営を行う。そして、児童生徒の個性や能力、心の動きに配慮した指導を心がけるとともに、安全に配慮した指導を行う。また、生涯を通じてスポーツ・文化活動を実践する態度や能力の育成に向け、児童生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努める。

(2) 保護者及び地域との連携

部活動を持続可能なものにしていくために、保護者及び地域社会と連携を図っていく。

ア 保護者との連携

部活動は、保護者の理解と協力が不可欠である。部活動懇談会や部活動参観などを通して情報交換の機会を設定し、指導方針や活動内容、活動計画や保護者に負担してもらう費用等について説明するとともに、児童生徒やその家庭に過度の負担がかからないように、子供の発達段階や健康状態、家庭の事情等にも十分配慮する。こうした活動を通して、保護者と信頼関係を深めることが大切である。

イ 地域との連携

専門的な指導ができる部活動指導員や外部指導者を活用することは、児童生徒や保護者の期待に応えるとともに、顧問と役割分担をするなど、教員の負担軽減を図る上でも有効である。

部活動指導員や外部指導者を活用する場合には、学校長の責任の下に、学校の教育目標や各部の指導方針に基づいた指導が行われるよう共通理解していく必要がある。

(3) 計画的な指導

顧問は、児童生徒の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意し、発達段階に応じた活動計画を立て、計画に従って運営していく。

顧問は、年間計画（活動日、休養日及び大会参加日等）と月間計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、学校長に提出し、了承を得ること。その上で、児童生徒・保護者に伝え、保護者の了解のもとで計画的に部活動運営をすすめていく。

学校長は、提出された計画から各部の参加大会数や休養日などの活動状況を把握し、必要な場合には運営方法について指導し、適正化に努める。

(4) 体罰や不適切な指導の根絶

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、体罰は違法行為である。顧問は、部活動指導場面のみならず、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合において暴力行為や肉体的苦痛を与えるような懲戒など、体罰を行ってはならない。また、人格否定的な発言や威圧的な言動などの不適切な指導も行ってはならない。体罰や不適切な指導は児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、顧問及び学校への信頼を失墜させる行為である。

4 事故の防止と安全面への配慮

(1) 安全の確保と緊急時の対応

部活動の運営においては、児童生徒の安全が確保されていることが大前提である。日頃から顧問と児童生徒の事故防止に対する意識を高めるとともに、指導者の監督のもと事故を未然に防ぐための行動が適切にとれるようにしておくこと。

ア 健康状態の把握

- 日ごろから健康や安全に対して高い意識を持ち、自己管理に努めるように心がける。
- 健康観察を適切に行い、体調が優れない児童生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。
- 健康診断等で異常が見られたり、既往症があったりする児童生徒については、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等と連絡を密にし、健康状態について常に把握していく。

イ 施設・設備・用具の安全点検と安全指導

- 練習場所・使用器具の整備・点検に努め、常にその状態を把握する。また、児童生徒も安全点検への参加を促し、使用前の安全確認の習慣化を図る。
- 施設・用具を正しく使用するとともに、その施設・用具がもつ危険性に留意し、事故が起きないように注意して使用するよう指導する。

ウ 天候や気象を考慮した指導

- 活動時の気象条件に留意する。特に高温多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分注意する。
- 急激な天候の変化(雷、大雨等)に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

エ 事故発生時の対応

- 事故発生時の対応については、年度当初に対応マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立する。
- 児童生徒にも保健の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導しておく。
- 事故発生後には、速やかに管理職及び顧問によって事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について検討するとともに、再発防止対策を早急に講ずる。

(2) 熱中症の予防と対応

熱中症については、下記の「熱中症の予防のための運動指針」(日本体育協会 1994)を参考に、暑さ指数(WBGT)に応じて運動の可否、または強度について学校全体で判断すること。

※「WBGT」

WBGTは、熱中症を予防することを目的として提案された指標。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されるが、その値は気温とは異なる。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとりに着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標

5 持続可能な部活動運営のために

(1) 適切な部活動数の設置

校長は、当該学校の規模等を鑑み、長期的な展望のもと、保護者の意見も聞きながら、必要に応じて適正な部数について検討を行う。

(2) 合同チームの編成について

可能な限り児童生徒の希望により部活動選択ができるよう、他校との合同チーム編成の可否についても検討すること。

(3) 校外活動における生徒引率

大会や練習試合、コンクールなど、校外で活動を行う場合、顧問が生徒引率を行う。移動手段は公共交通機関（貸切バス、タクシーを含む）を使用することを原則とし、顧問の自家用車等で児童生徒を送迎しない。

(4) 顧問の指導力向上

- 指導力向上に係る研修会や各スポーツ競技団体が作成する指導手引きを活用し、合理的な練習方法の研究や、指導力向上に努めること。
- 校内の教員同士で、指導方法に関わる意見交換をし、異なる部活動であっても活用できる指導方法については、積極的に活用すること。

(5) 部活動指導員の活用

部活動指導員が配置された学校においては、田原市中学校部活動指導員配置事業に則り、部活動指導員の活用を工夫し、部活動指導の質的な向上や教員の負担軽減に努めること。

(6) 評価と改善

- ガイドラインについて、部活動説明会や学校だよりなどを通して保護者に周知するとともに、管理職は部活動の実態を把握し、ガイドラインから逸脱する活動については早急に改善を図る。
 - 学校評価アンケートや保護者アンケートなど、項目に「部活動」に関する内容を設け、広く部活動への意見を把握するとともに、その評価を基にした業務改善に努める。
 - 市教委は各学校の運営実態を把握し、必要に応じて指導や支援を行う。
- 令和2年度 部活動ガイドライン（令和2年4月策定）を改定し、令和3年4月より本ガイドラインを施行する。
 - 令和3年度 部活動ガイドライン（令和3年4月策定）を改定し、令和4年4月より本ガイドラインを施行する。
 - 令和4年度 部活動ガイドライン（令和4年4月策定）を改定し、令和5年4月より本ガイドラインを施行する。